

[別紙]

様式1

19

事業報告書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 真栄会

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市西田2丁目26番20号

(3) 設立認可年月日 平成 3年 8月 22日

(4) 設立登記年月日 平成 3年 9月 3日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	新村病院	鹿児島県鹿児島市西田2丁目 26番20号	一般病床 40床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月20日 令和2年度決算の決定

令和3年6月20日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 真栄会  
 所在地 鹿児島市西田2丁目26番20号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額 1,023,646 千円  
 2. 負 債 額 777,303 千円  
 3. 純 資 産 額 246,343 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	537,553
B 固 定 資 産	486,093
C 資 産 合 計 (A+B)	1,023,646
D 負 債 合 計	777,303
E 純 資 産 (C-D)	246,343

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。  
 土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 真栄会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市西田2丁目26番20号

貸借対照表

(令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>I 流動資産</b>	537,553	<b>I 流動負債</b>	299,200
現金及び預金	50,668	支払手形	0
事業未収金	309,556	買掛金	85,835
有価証券	0	短期借入金	105,600
たな卸資産	27,466	未払金	44,033
前渡金	0	未払費用	31,088
前払費用	43,288	未払法人税等	202
繰延税金資産	0	未払消費税等	1,560
その他の流動資産	106,575	繰延税金負債	0
<b>II 固定資産</b>	486,093	前受金	0
1 有形固定資産	304,902	預り金	18,611
建物	0	前受収益	0
構築物	0	引当金	0
医療用器械備品	231,074	その他の流動負債	12,271
その他の器械備品	4,279	<b>II 固定負債</b>	478,103
車両及び船舶	6,296	医療機関債	0
土地	0	長期借入金	441,384
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	63,253	引当金	0
2 無形固定資産	25,344	その他の固定負債	36,719
借地権	0	負債合計	777,303
ソフトウェア	2,471	<b>純資産の部</b>	
その他の無形固定資産	22,873	科目	金額
3 その他の資産	155,847	<b>I 資本金</b>	50,000
有価証券	0	<b>II 資本剰余金</b>	0
長期貸付金	0	<b>III 利益剰余金</b>	196,343
役員等長期貸付金	0	積立金	0
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	196,343
繰延税金資産	0	<b>IV 評価・換算差額等</b>	0
その他の固定資産	155,847	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	246,343
<b>資産合計</b>	<b>1,023,646</b>	負債・純資産合計	<b>1,023,646</b>

法人名 医療法人 真栄会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市西田2丁目26番20号

損 益 計 算 書  
(自令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		2,001,608
2 事業費用		
(1) 事業費	1,822,310	
(2) 本部費	0	1,822,310
本来業務事業利益		179,298
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益	0	
2 事業費用	0	
附帯業務事業利益		0
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益	0	
2 事業費用	0	
収益業務事業利益		0
事業利益		179,298
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	8	
その他の事業外収益	10,056	10,064
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	3,546	
その他の事業外費用	0	3,546
経常利益		185,816
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		185,816
法人税・住民税及び事業税	202	
法人税等調整額	0	202
当期純利益		185,614

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 真栄会

所在地 鹿児島市西田2丁目26番20号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表 者である法人	有限会社 新村商事 (注) 1	鹿児島市西田 2丁目23番10号	295,769	医療用品の卸	医療用品の購入	医療用品の購入 (注) 2	133,511	未払金	23,783
役員が代表 者である法人	有限会社 新村商事 (注) 1	鹿児島市西田 2丁目23番10号	295,769	事務処理の委託	事務処理の委託	事務処理の委託	73,065	未払金	6,274
役員が代表 者である法人	有限会社 新村商事 (注) 1	鹿児島市西田 2丁目23番10号	295,769	不動産の賃貸	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注) 3	16,167	未払金	0
役員が代表 者である法人	有限会社 新村商事 (注) 1	鹿児島市西田 2丁目23番10号	295,769	車輛の賃借	車輛賃借	車輛賃借	1,560	未払金	130

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長新村友季子の■が代表取締役である法人

(注) 2. 有限会社 新村商事からの医療用品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末振込払いとしている。

(注) 3. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表 者である法人	■	■	■ 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	73,596		0
役員が代表 者である法人	■	■	■ 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	22,581		0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 真栄会

理事長 新村 友季子 殿

私は、医療法人 真栄会の令和3会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月20日

医療法人 真栄会

監事 岩下 玲子